

～ 相続の基礎
「相続」を学ぼう!! ～

贈与財産の3年内加算



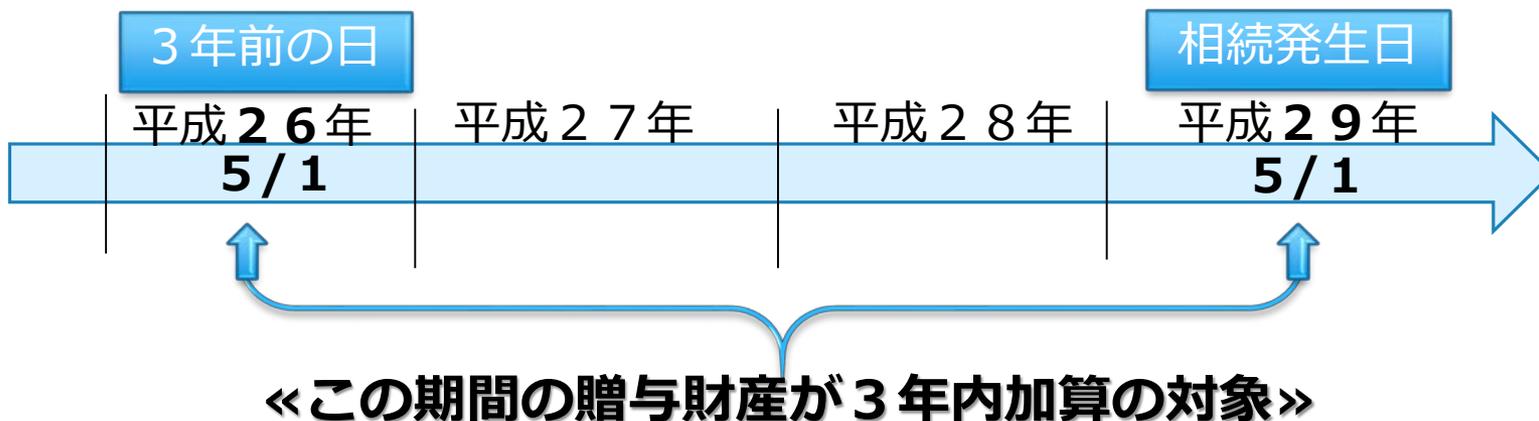
資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

贈与財産の3年内加算とは



相続財産を取得した方が、被相続人から相続開始前3年以内に贈与により受けた財産がある時は、相続税の課税価格に、その贈与財産の金額を加算し相続税を課税するというもの。
(相続税法第19条)

※例：平成29年5月1日に相続が発生した場合



3年内加算のポイント



①相続開始前3年以内の贈与財産は、**贈与税の支払いの有無に関わらず**、加算の対象となります。
(基礎控除内110万円の贈与も加算対象)

②加算される価額は、**贈与時の価額**となります。

③贈与税の支払いをしていた場合は、税金が二重に掛からないように、**相続税額から支払った贈与税額を控除**します。(税額控除)

～ 3年内加算の対象外～

 相続開始からさかのぼって3年を超える贈与財産

 孫などの相続人以外の方が取得した贈与財産

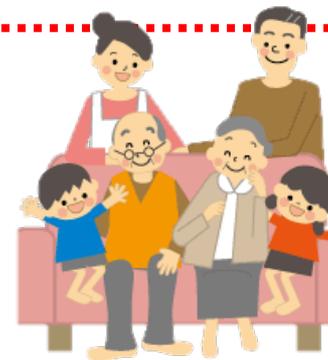
 以下の非課税の適用を受けた贈与財産

「夫婦の間で居住用不動産またはそれを取得するための金銭を贈与した時の配偶者控除」

「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置」

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」 など

※早めの対応や、お孫様への贈与など、
有効に生前贈与を活用しましょう！



【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会